

令和元年度総務常任委員会行政視察報告書

期 日 令和元年8月7日（水）～8月9日（金）

視察地 秋田県 秋田市 [8月7日]
山形県 酒田市 [8月8日]
山形県 鶴岡市 [8月9日]

視察者 総務常任委員会

委員長	紺野博哉
副委員長	長谷川 渉
委員	吉澤 かつら
委員	細田 智也
委員	永澤 美恵子
委員	小島 清人
委員	野口 哲次

所管部長

企画部長	鳥山 政之
総務部長	田 雑 弘 章
市民生活部長	高 山 勇
危機管理監	長谷川 芳 明

事務局（随行）

主 幹	町 田 秀 紀
-----	---------

視察事項

秋田県 秋田市	「市民サービスセンター」について
山形県 酒田市	市庁舎の防災機能について
山形県 鶴岡市	鶴岡市市民まちづくり活動促進事業（鶴岡まち活） について

8月7日（水） 秋田県 秋田市

〔人 口〕 306,321人（令和元年8月1日現在）

〔面 積〕 906.07km²

〔概 況〕

秋田市は秋田県のほぼ中央部に位置し、東には霊峰太平山を擁する出羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がる、緑豊かな公園都市である。あふれる自然をいかながら、市民が生き生きと伸びやかに暮らせる、人にやさしいまちづくりをすすめている。

人口は30万人余りで、東北の県庁所在地としては、仙台市に次ぐナンバー2の都市であり、古くから米どころとしても知られている。

秋田市は秋田県の人口の約3割、県内総生産の3分の1を占め、県内および北東北の拠点中核都市となっている。就業者の7割以上が商業やサービス業などの第3次産業に従事しており、商業都市的要素の強い街である。

地場産業としては、県内の豊かな天然資源を利用した木材・木製品製造や、パルプ製造、非鉄金属製造、清酒製造などが盛んで、近年は企業誘致によりエレクトロニクス関係企業の伸びもめざましい。

製造品出荷額は2,919億円。商業の年間商品販売額は1兆483億円。消費者物価の安さでは、全国の県庁所在都市の中で上位に入る暮らしやすい街である。

【視察テーマ：「市民サービスセンター」について】

市民サービスセンターとは

市民サービスセンターは、市が推進している市民協働・都市内地域分権の拠点として7施設に整備するもので、行政機能と公の施設としての機能の二つの機能の複合施設である。各センターに愛称とロゴマークがあり、今回、視察した「中央サービスセンター」の愛称は「センタース」となっている。

地域づくり組織とは

市民サービスセンターの整備は、「地域づくり組織」の設立とセットとなっている。地域づくり組織は、センター所管区域における住民自治組織で、地域住民の参加による市民協働の実践をめざしている。

地域づくり組織は、センターの指定管理者として施設の管理運営を行なうほか、センターに事務局を置いて様々な地域づくり活動を促進することも期待されている。

1 都市内地域分権（秋田市独自の定義）の推進

「身近な行政サービスを身近な場所で提供する」

「地域の課題は地域で解決できる」仕組みづくりを進めることをモットーに進めている。

※「都市内地域分権」とは、行政内部での権限を市民サービスセンターへ移譲することにより、地域の実情に応じて行政サービスを最適化・効率化させること（行政内分権）、行政から地域団体へ権限を移譲することにより市と地域づくり組織を中心とした地域住民が連携し、地域課題を解決し、快適な地域づくりを行なうこと（地域内分権）を併せた秋田市独自の政策用語

2 秋田市の都市内地域分権（7地区）

ア 市域を中央、東部、西部、南部、北部および平成17年に編入合併した河辺、雄和の7地域に分け、各地域に都市内地域分権の拠点施設として市民サービスセンターを整備（平成28年度の中央の開所で完了）

地域割は行政区や学校区のような明確な線引きではなく、地域ごとのまとまりを目安にゆるやかな線引きとしている。

イ 各市民サービスセンターには、本庁から可能な限りの予算・権限を移譲し、従来の支所では出来なかった行政サービスも身近なセンターで提供

ウ センターの整備とあわせ、住民主体の「地域づくり組織」を設立し、指定管理によりセンターの運営に参画するとともに、市民協働のパートナーとして地域づくりを進めている。

3 市民サービスセンターの機能 「機能の複合化」

ア 支所機能

住民票、戸籍、印鑑証明、市税の証明・納付、福祉関連（国民年金、国保、介護、保健衛生等）の手続き、道路・公園等の修繕対応などの窓口

イ 生涯学習（公民館）機能

従来の公民館を廃止し、サークル活動の場の提供と地域の生涯学習を推進

ウ 子育て支援機能

「子育て交流ひろば」を設置し、子ども（就学前）の遊び場の提供、子育て相談の対応、各種イベントの開催

エ 地域防災機能

避難所として、備蓄倉庫、簡易トイレ、自家発電等を配備

オ 地域支援機能

「地域づくり交付金」制度の対応や、各地域の魅力や特色を活かした地域づくり

4 組織機構・職員構成について

中央市民サービスセンター

所長 兼 協働・分権統括監（１）

副所長 兼 協働・分権担当課長（１）

総務担当（９ うち再任用１ 嘱託４） ※うち子育て支援業務６名

協働・分権担当（１１ うち再任用２ 嘱託３）

※うち兼務２名 市民交流サロン６名

地域支援担当（７ うち再任用２ 嘱託３）

※うち市民憲章事務局１名および兼務１名

地域保全担当（５）

生涯学習担当（４ うち再任用１ 嘱託３）

※うち兼務（市民憲章事務局）１名

計３６名（再任用６ 嘱託１１）

中央市民サービスセンター以外の市民サービスセンターは、再任用が多い。

中央市民サービスセンターを本庁舎内に設置したメリットとしては、経費の削減、市民の方の出入りが多く、利用者が多くなる等があげられる。

5 設置の状況および効果について

①管理・運営方法（７つのサービスセンター）

ア 指定管理業務委託〔午前９時～午後９時〕

地域住民の代表者等で構成される「地域づくり組織」が管理・運営

イ 管理・運営における主なルール

【基本的な考え方】

市民サービスセンターの貸出施設は、地方自治法第244条に規定する公の施設であり、住民が利用することについて、正当な理由がない限り拒んではならず、不当な差別的取扱いをしてはならないとされている。

【主な利用の制限】

- ・ 営利を目的とする使用申請で、民間企業が直接または間接的な物品等の販売のみを目的とする場合
- ・ 宗教団体が、自らの信者を募ることを目的とし、人を集めて布教し、または信者を教化するような儀式や行事の活動であると認められる場合
- ・ 個人での使用（冠婚葬祭含む。）

②地域づくり組織の役割 活動内容 サービスセンターとの連携

サービスセンターの指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホール（体育館）、和室、洋室などの貸出業務を主とした指定管理を行なう。 →地域の実情に応じた施設の活用をはかる ※地域づくり組織で事務員を雇用している。
自主事業の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスセンターを会場としたイベント、講演会、展示会などを企画、開催している。

③利用状況（中央市民サービスセンター）

	平成28年度 (H28.5.6 開所)	平成29年度	平成30年度
利用者数	77,512/319 日	100,976/359 日	109,505/359 日
一日平均人数	243人	282人	305人
稼働率（利用時間の1時間毎で集計）	28%	40%	43%
利用料金	652,590/319 日	1,115,590/359 日	1,223,010/359 日
一日平均料金	2,045 円	3,107 円	3,406 円

④地域の課題解決および地域の特性を活かしたまちづくりについて

これまでは、市民サービスセンター整備といったハード面を主に進めてきたが、地域の問題解決や市民サービスセンターと地域づくり組織との連携によるまちづ

くりの実践例が少ない状況にあるので、今後は、そのようなソフト面のさらなる充実を図ることとしている。

そのための取り組みの一つとして、平成30年度から白紙から議論を重ね、地域の特色あるまちづくりを計画から一緒に考え、実践する「地域まちづくり推進事業」を立ち上げ、中央、東部、南部の3地域が本格的に取り組んでいる。これは、地域特性を生かした魅力的な未来のまちづくりとして、地域の方々が計画の段階からまちづくりについて考え、交付金等を活用しながら、実践し、市民サービスセンターや地域づくり組織と協力しながら住民主体のまちづくりを進めていくというまちづくりを平成30年度より行なっている。

中央地域では、まちづくりを進めて行くためのテーマを7つ設定し、テーマの実現を妨げている課題や問題点の抽出を行なった。それを受けて、平成31年度（令和元年度）は、課題の一つである「情報共有、情報発信手段の不足」に優先的に取り組むこととし、交付金を用いながら、実践しており、地域の特性を活かしたまちづくりの実践例が出来ているところである。

6 これまでの課題および今後の課題

「地域づくり組織」の活性化

地域づくり組織は、町内会連合会、サークル協議会、体育協会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、子育て支援ネットワーク等の代表者で構成されている。各会の代表者であるが故に、高齢の方も多く、ほぼ当て職となっているため、組織活動の固定化を避けながら、若年層の取り込みなどの活性化も働きかけていく必要がある。

●視察後の意見交換会

- 市民サービスセンターは、支所機能だけではなく子育て支援の遊戯施設が設置されている等、サービスセンターの中で手厚いサービスが受けられる理想的な施設となっている。本市が計画している地区センターとは異なる部分もあるが、入間市でも参考になる点も多いと感じた。
- 管理運営を地域住民の代表者等で構成されている「地域づくり組織」に指定管理業務委託しているが、その方々のお話をお聞きしたいと感じた。
- 中央市民サービスセンターは、音楽室、和室等が充実し、職員も十分に配置され

- ている非常に良い施設のため、年々利用者も増えているのも理解できると感じた。
- 中央公民館的な多目的ホールを市庁舎に併設されているが、市庁舎に併設することにより、人が集まりやすいとのことであった。市庁舎にこのような多目的な施設があることは、効果的だと思った。
 - 地域の特性を活かした施設運営、住民活動への支援については、本市においても地区センターを整備する中で検討していく必要があると感じた。
 - 広いスペースのある施設であったが、今後新たに地区センターを整備する時には、どれだけコンパクトにできるか検討することが必要だと感じた。
 - 入間市の場合は、人口も集中しているので、逆に地区センターを有効に活用できるのではないのかと感じた。

8月8日（木） 山形県 酒田市

〔人 口〕 101,769人（令和元年7月31日現在）

〔面 積〕 602.97km²

〔概 況〕

酒田市は、山形県の北西部にひらける庄内平野、県内を貫流する最上川の河口に位置し、面積は602.97km²である。北に烏海山を望み、東には出羽丘陵、西の海岸沿いには千年以上の植林の歴史と国内屈指の規模を誇るクロマツの砂防林、中央には広い庄内平野が広がっている。

酒田市は、最上川の河口に発達した港町で、古くから日本海沿岸の要港として知られている。酒田港は、鎌倉時代から貿易港として栄え、本町通りに店を構えた有力な廻船問屋がつくった「酒田三十六人衆」の自治による自由都市として栄えた。

近年は、平成3年に庄内空港が開港し、平成13年には、東北横断自動車道酒田線が「酒田みなとIC」設置により全線開通、平成25年には日本海沿岸東北自動車道の県境部分が事業化決定するなど高速交通体系の整備が着々と進んでいる。

現在は、延べ1,300人を超える市民の参加を得ながら平成30年に策定した新総合計画に基づき、「賑わいも暮らしやすさも共に創る公益のまち酒田」を合言葉に、市民一丸となってまちづくりに取り組んでいる。

【視察テーマ：市庁舎の防災機能について】

酒田市役所新庁舎の防災機能について

1 新庁舎計画

(1) 基本コンセプト

歴史や風土を紡ぎ、街に開き、未来へ繋ぐ、この場所ならではの庁舎

①酒田の新たな防災拠点となる「安全・安心」の庁舎

②ユニバーサルデザインを取り入れた市民に親しまれる庁舎

③酒田の街に開き、「街歩き」の拠点となる庁舎

④酒田固有の自然環境に対応した地球にやさしい庁舎

⑤酒田の地域の特性を生かし、周辺環境と調和した庁舎

(2) 計画概要

市庁舎建物概要

主要用途	庁舎、自動車車庫	
構造種別	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、基礎免震構造	
建築面積	2, 919.01 m ²	
本体建物延べ床面積	14, 874.54 m ² (うち車寄せ庇部分 124.99 m ²)	
本体建物各階床面積	階	床面積
	8階	364.48 m ²
	7階	1, 204.04 m ²
	6階	1, 206.12 m ²
	5階	1, 204.04 m ²
	4階	1, 181.25 m ²
	3階	2, 138.27 m ²
	2階	2, 190.08 m ²
	1階	2, 596.69 m ²
	地下1階	2, 733.74 m ²
附属建物延べ床面積	車寄せ庇：55.83 m ²	
階数	地上8階、地下1階	
最高高さ	39.58 m	

駐車台数 敷地内 : 来庁者用 120台

東側駐車場敷地内 : 来庁者用 74台

(3) 各フロアの計画等

①フロア構成・部課別配置

- ・ 1～2階：市民サービス・窓口部門
- ・ 3階：議会部門
- ・ 4～7階：執務フロア
- ・ 8階（塔屋階）：機械室
- ・ 地下1階：書庫・印刷室等、機械室、緊急車両等

②4階

防災関連諸室と市長室を同一階に配置することにより、災害時の連携を容易にしている。危機管理課執務室、防災行政執務室のほかに庁議室が配置されており、災害時には、防災対策室として活用されている。その他人事課、総務課等の執務室がある。

危機管理部門が市長室と同じフロアにあるという市は少ないが、同じフロアにすることにより、災害対応の際にいつでも市長とうまく連携ができることを目的としている。

庁議室兼防災対策室は、災害対策本部の会議を行ない、特徴としては、壁全体がホワイトボードになっているが、字で書くのではなく、パソコン処理を考えている。災害時には、危機管理課以外の4階の執務室を活用することとなる。

③8階・屋上階

電気室や非常用発電機室は防災拠点として、万一の浸水被害等を考慮して最上階に配置されている。非常用発電機は、三日間は稼動するようになっている。

(4) 防災計画

①基本方針

- ・「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の準用を基本とする。
防災庁舎にふさわしい部材を使用している。

②災害時の各種インフラのバックアップ

飲料水、便所洗浄水は、非常時の供給ルートを設けている。また、地下水、地中熱、太陽光発電等の再生可能エネルギーにより、照明・OA機器・防災設

備への非常時の供給ルートも設け、災害時に機能維持を図る重要諸室へ優先供給を行なうようにしている。

(5) 構造計画

①構造計画の基本方針

- ・防災拠点としての高い耐久性
 - ・長期間の使用に耐える耐久性
- ⇒免震構造の採用

②構造計画概要

各階執務室に対して

- ・コンクリートのしっかりとした梁等による地震には強い構造となっている。

(6) 免震計画

庁舎は、防災拠点としての役割として、東日本大震災規模の震度7に耐え、庁舎機能が継続できる庁舎が求められる。従って大地震時等の災害時においても庁舎機能を継続させるため、損傷可能性が小さい免震構造を採用した。

- ・基礎免震構造を採用
- ・建物の地震応答特性に柔軟に対応するよう各種の免震装置やダンパーを組み合わせながら、最適な免震システムを構成

(7) 設備計画

①熱源計画概要

ア 空調熱源について

⇒個別熱源方式ではなく、中央熱源方式を採用

- ・空間の特性に適した空調を実現
- ・未利用エネルギー（地中熱・地下水熱）の活用
- ・酒田の環境特性への配慮

イ 中央熱源方式におけるエネルギー源

⇒電気＋都市ガスを採用

- ・複熱源化することで災害時の節電対応が可能

→電気熱源機器の稼働を少なくし、ガス熱源機器の稼働を優先させる。

- ・エネルギー源の供給状況の変動への柔軟な対応が可能

2 防災対応、業務継続のための機能

(1) 非常時電力（発電機）

市庁舎が停電した場合は、3日間については、備蓄燃料を利用した非常用発電機による電力の確保が可能である。地下タンクに給油することにより、連続運転が可能となる。（メーカー推奨は、一週間）

非常用発電機は8階に設置されている。また、各階には、黒色の非常用のコンセントが設置されていた。

○非常用発電機供給範囲

第一：排煙ファン、消火設備、ポンプ類を優先

第二：電灯、誘導灯、サーバー室、エレベーター、自動ドア、エアコン（4階）、各階ハブ電源

白と黒のコンセントがあり、黒いコンセントは非常用電源となっている。

(2) 非常時通信

通信回線については、発電機により使用可能である。仮に発電機が使用不能となった場合でも、約3時間は、外線・内線とも使用可能である。

- ・その他非常用電話として、災害時優先電話（8回線）、停電対応電話（5回線）ある。災害時優先電話については、災害対策室へ切り替え使用ができる。その他、防災関係機関と結ぶ衛星回線電話がある。
- ・全ての通信が不能の際の対応のために、災害対策本部と災害対策本部各支部（コミュニティ防災センター）とを結ぶ衛星携帯電話を配備している。

(3) 緊急情報伝達

◎防災行政無線

市内136基の防災行政無線子局があり、本庁舎にも、全方位屋外スピーカーがある。非常用電源が停止してもバッテリーにより2日間は使用可能である。

◎防災ラジオ

屋外スピーカーでは聞きとれないことがあるため、防災ラジオを推奨して

いる。ハーバーラジオの電波を利用するもので、防災無線が伝える緊急情報と連動し、緊急地震速報、津波警報、ミサイル発射などの情報がリアルタイムに受信できる。最大の特徴は、電源が入っていない状態でも最大音量で緊急放送が流れる仕組みとなっている。市民の方は、4千円で電気屋やホームセンター等でも購入できる。介護施設等には、無料でお配りしている。自治会長には、無償で貸与している。

(4) その他電気設備

①緊急避難情報システム

耳が聞こえない方にも光を感じていただくことにより、緊急事態が起こったことを理解していただく。

- ・自動火災報知機等の防災システムより発信する警報情報を利用し、光や文字により火災発生情報を表示
- ・LED表示装置は、1階にぎわい交流サロン、2階ELVホールに設置。
- ・フラッシュランプは階段、男女WC、多目的WCに設置。

②住民用非常電源

- ・東日本大震災による停電時、多くの方が携帯電話の充電に困った状況に対応するため、1階の市民交流スペースに市民の携帯電話充電用コンセントを非常用電源対応で確保している。

(5) 上下水道、備蓄

①上水道

地下貯水槽24m³からポンプアップして対応する。約2日間は対応可能である。その後は、給水対応となる。(※飲料水については、備蓄あり。)

②下水道(トイレ)

地下上水受水槽・雑用水槽からポンプアップ 約2日間対応可能
非常用汚水槽は、70m³で約4日程度可能
仮設マンホールトイレあり

③備蓄(地下)

災害対策本部機能の維持及びその活動に従事する災害対策本部事務局職員のための食料及び飲料水の備蓄を平成29年度より開始した。

(住民用の備蓄は、最大被害想定人数2日分を市内小中学校に分散備蓄)

(6) その他（職員招集システム）

避難指示を出した場合には、避難所を開設することになるが、電話連絡では職員との連携がうまくいかなかった昨年度の反省から、職員からの情報の集約と共有を図ることを目的に、ICTを活用した職員招集システムを今年度から導入した。

その他

市庁舎は、避難所に指定していないが、過去に避難勧告を出した際には、市庁舎に避難を呼びかけ、7階の大会議室を避難所とした。大会議室で足りない場合には、3階の委員会室を避難所とする。当初は、議場を避難所とすることも考えたが、避難所は、生活していく場でもあるため難しい。

議場は、フラットになっていて、机等も可動式になっている。大きな災害が起こった場合には、議場も災害対応に活用することも考えている。カメラが付いているため、全庁的にも情報の共有ができる。

●視察後の意見交換会

- 入間市でも新庁舎を建替える中で、様々な防災機能を有するべきだと思う。その中でも災害時の防災拠点機能として自家発電機能の充実は、今後、検討していく必要があると感じた。
- 庁舎設計の段階では活用されると考えられていたものが、場所等の問題もあり、実際には活用されない事例があるとのことであるが、設計の際には、実際に活用する職員の話聞いた上で、検討していく必要があると感じた。
- 市長室、危機管理課と災害時に災害対策室になる庁議室が同じ階に配置されていることは、災害時の連携を考慮して、計画されているため、参考になると感じた。
- 都市ガスと電気の両方を採用して調整しながら節電できるため、ランニングコストが抑えられる良い仕組みだと思うが、入間市が建替えをする際には、その時々々に最適なものを採用していけばよいと感じた。
- 防災対策室が全面ホワイトボードになっているため、会議出席者の情報の共有が正確に図られ大変効果的だと感じた。
- 議場をフラットにし、机等を可動式にすることで、災害対応に活用できるようにすることは重要だと思うが、その場合、議場のフロアを1階または2階に配置し

たほうが効果的だと感じた。

8月9日（金） 山形県 鶴岡市

〔人 口〕 125,985人（令和元年6月30日現在）

〔面 積〕 1,311.53km²

〔概 況〕

鶴岡市は、平成の大合併により人口では山形市に次ぐ山形県内第2位、面積では東北地方第1位、全国では第10位の都市となった鶴岡市は、山形県の西北部にある庄内地域の南部にあり、新潟県に接して位置している。

鶴岡市の東部から南部にかけては、そのほとんどが磐梯朝日国立公園に包含される出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯が、広大な森林地帯を抱えて広がっており、市域の70%を占めている。

庄内地域の政治、経済、文化の中心都市として栄えてきた鶴岡市は、江戸時代は譜代大名の酒井氏が治める庄内藩13万8千石の城下町で、その長い歴史と文化は、現代まで脈々と受け継がれ、城下町の面影を残す情緒あふれる都市である。

現在の庄内地域では、平成3年に庄内空港が開港して以来、山形自動車道が供用開始され、さらに平成24年3月には、日本海東北自動車道の温海～鶴岡間が開通するなど、飛躍的に高速交通体系が整いつつあり、大きな経済効果、人的交流効果をもたらしている。

豊かな自然環境や各地域に伝わる歴史的・文化的な地域資源を生かした地域づくりをベースに、健康と福祉のまちづくり、便利で快適な暮らしの実現を図り、市民生活の向上はもとより、広域的にも貢献できる庄内地域の中核都市として、さらなる発展を目指している。

【視察テーマ：鶴岡市市民まちづくり活動促進事業（鶴岡まち活）について】

1 「鶴岡まち活」創設の経緯

経緯としては、鶴岡市合併による新鶴岡市の誕生が第一に考えられる。平成21年に創設された「鶴岡いきいきまちづくり事業」は、合併前のそれぞれの市・町の市民の自主的なまちづくり活動に対する補助事業であり、それを整理・統合して現在の「鶴岡まち活」となっている。平成23年に創設された「鶴岡パートナーズ事業提案制度」は、行財政改革、協働のまちづくりを進めていくという観点から、市の土地、施設に関わる市民が自ら活用する提案をいただく制度。平成26年に創設された「住民自治組織ステップアップ事業」は、「鶴岡いきいきまちづくり事業」と似たような事業であったが、合併調整の中で特に時間がかかった住民自治組織に対する支援のあり方への調整を目的としたもの。

その後、合併により「これまでのサービスがなくなった」、「声が届かなくなった」等の認識が生まれた。そのため、似かよった事業を整理・統合し、「地域まちづくり未来事業」と、全市を対象とした多様なまちづくりを促進するために「市民まちづくり活動支援事業」の2事業を創設した。この2事業を市全域のまちづくりを幅広くカバーする「鶴岡まち活」（鶴岡市市民まちづくり活動促進事業）として、旧事業を整理・統合するに至った。

2 「鶴岡まち活」（鶴岡市市民まちづくり活動促進事業）とは

既存の「鶴岡いきいきまちづくり事業補助金」「鶴岡市住民自治組織ステップアップ事業」「鶴岡パートナーズ事業提案制度」の3事業を整理・統合した新たな制度を創設。

【ねらい】

市民のまちづくりへの参加を促進し、将来的な協働の担い手の発掘や人材を育成する。

継続的な支援を前提とせずに、対象団体が自分たちで収入を得る力をつけるためのスタートと考えている。そのため、1つの事業の支援を最大3年としているが、3年経過後、さらなる発展のための提案があれば、新たな事業としてさらに3年の支援が受けられる。

【事業】

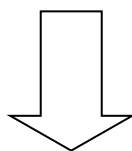
市民が行なう多様なまちづくり活動に対し補助金の交付による支援や行政との役割分担を行なう他、まちづくり活動を学ぶ研修会等の実施や、先進地への視察を実施する。

既存事業の3つの事業

ステップアップ事業

いきいきまちづくり事業

鶴岡パートナーズ



窓口の一本化
制度の簡素化
審査方法整理

まちづくり基本コース

⇒ 年2回募集

⇒ 審査会

補助率 2/3、上限 20 万円

若者まちづくりコース

⇒ 随時募集

⇒ 事務局による審査

補助率 10/10、上限 10 万円

まちづくりパートナーズコース

⇒ 随時募集

⇒ 事務局による審査

担当課協議要、現物支給も

3 「鶴岡まち活」の予算について

【予算】 6,700千円 ※対3事業前年予算合計から約320万円の減額

(1) 報償費 451千円 審査委員謝金、研修講師・アドバイザー謝金等

(2) 旅費 100千円 研修講師費用弁償、先進地視察普通旅費

(3) 需要費 49千円 会議用茶代、講師昼食代、研修会チラシ印刷等

(4) 原材料費 600千円 修繕用原材料現物支給

(5) 補助金 5,500千円 補助金200千円×25件、100千円×5件

4 審査について

まちづくり基本コースについては、年2回の募集期間を設け、外部委員による審査会を実施

【審査基準】

- 広く周知され、市民・他団体の意識醸成や活動につながる可能性があるか。
- 創意工夫された内容か。独創性、創造性が感じられるか。
- 目的や視点、内容等が明確で具体的か。また、実現可能な事業内容か。
- 事業の発展・定着を目指している、又はその後の展開が期待される事業か。

5 事業実施団体に求めるもの

以下の項目を応募要式（事業計画書）の項目に採用している。

- (1) 事業の目的もしくは解決したい課題（事業の必要性）
- (2) 活用する地域特性・鶴岡らしさ
 - ・地域の強みもしくは弱み（⇒解決したい課題の一端）
- (3) 事業内容　・いつ　・どこで　・誰が　・何を、どのように
- (4) 連携・協力団体　・こういう強みを持つ人（団体）にこう手伝ってもらう
- (5) 目標と効果　・事業によって直接実現すること　・副次的に期待できること
- (6) 終了後の活動（中長期的に）　・「来年度は・・・」　・「3年後には・・・」

6 「鶴岡まち活」採択状況

(1) まちづくり基本コース（前期）

事業概要	活用する地域特性・鶴岡らしさ	決定額 (千円)
<ul style="list-style-type: none"> ○市内の地域イベントでの会員を中心とした無料演奏会の開催 ○プロの演奏家を招いてのジャズコンサートの開催 ○演奏家を招いての即興ワークショップの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ジャズ演奏の愛好家の多さ ○音楽活動を継続的に行なうグループの多さ 	200
<ul style="list-style-type: none"> ○昨年度の経験をもとに台本を翻訳したものを改訂し「おもてなし英語ミュージカル」として国内外の観光客に向け上演 	<ul style="list-style-type: none"> ○「外国人が訪れるランキング」で8位になる人気 ○出羽三山文化の魅力である神秘性 	200
<ul style="list-style-type: none"> ○月1回、市民が医療等をテーマに語り合う場を設け、関心の高い困りごとの専門家を呼び学習会を開催し内容を公開。 ○医療×商工マッチングフォーラムやネットワークづくりの講演会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴岡人の「恥じらい文化」等の消極的な面 ○中心市街地の活用 ○医療界関係団体の連携 	200
<ul style="list-style-type: none"> ○学生の企画運営による未就学児～小学校低学年児童を対象にした科学教室の開催（前年を踏まえて内容を改 	<ul style="list-style-type: none"> ○地元にある高等教育機関による技術 ○地域団体との連携 	152

善)		
----	--	--

(2) まちづくりパートナーコース

事業概要	交付内容
田川・旧田川コミュニティセンターの敷地内にウッドチップを敷いて遊歩道を整備	ウッドチップ50㎡ (現物支給)

7 報告会の開催

平成30年度「鶴岡いきいきまちづくり事業」の報告会（平成31年4月27日）

事業実施の翌年度に報告会を開催。実施した事業の実施状況と成果について、実施団体が報告。実施団体が自らの事業の振り返りや活動のPR、他団体とのつながりを持つよい機会となる。

8 「鶴岡まち活」で目指すもの

(1) わかりやすく、活用しやすい、団体を育てる支援制度の実施

設立間もない団体、自己資金に乏しい団体の支援

地域についての学びを深め、まちづくり活動にチャレンジする若者の支援

設立間もない団体、自己資金に乏しい団体の支援

手引きの作成と公開、優良事例紹介、他の助成制度、財源紹介

(2) まちづくり人材の育成

まちづくりを学ぶ研修、補助制度説明会、団体相互の情報交換の場づくり

(3) まちづくり活動を市民が育てる仕組みづくりへ

市民、企業等が団体・事業を選択し、支援する仕組み

多様な主体によるまちづくり活動が生まれ、つながり、ひろがる
市民が多様な方法でまちづくり活動に関わり、選び、育てる

9 「鶴岡まち活」の課題

○若者への浸透

市報、ホームページ等での周知では、自発的にチャレンジしたいという若者に十分届いていない。より効果的な周知方法を考える。

○住民自治組織への浸透（ステップアップ事業とのギャップ）

○「鶴岡まち活」で目指す市のあり方、市民の姿の共有

○担当職員の負担増大

3つの課で所管していたものが、現在1つの課で所管し、1人で担当しているため、負担が増加している。

○行政の役割

個々の職員のスキル等に頼らずに、外部の専門家からアドバイスを受ける仕組み、中間支援組織に団体を育成してもらう等の仕組みづくりの可能性。

●視察後の意見交換会

○申請の段階で相談に丁寧に応じる等、団体から信頼を得ながら、団体を育て、ここまでの事業となっていることは、熱意ある担当者の方の力が大きいと感じた。

○地域活動を含めた市民活動への補助事業があれば、市民が主体的に活動を行なうことができ、まちの活性化にも繋がると感じた。

○まちづくりの担い手の育成を目的に、若者に特化した事業の取り組みを始めたことは、大変意味があると感じた。

○事業実施団体が自らの事業の振り返りや活動をPRする報告会を開催することで、団体どうしで繋がりができ、互いに切磋琢磨できる環境となり、参考になると感じた。

○常に事業の見直しを行い、よりよい事業にしていくという姿勢は、実施団体任せにならず、本市でも見習うべきだと感じた。

○地域の特性に応じた事業であるため、このような市民活動に対する補助事業を本市で実施する場合には、数箇所視察することで、市民活動へのよりよい支援方法になると感じた。